

志太消防本部消防力整備計画

令和 7 年度～令和 11 年度



志太広域事務組合

令和 7 年 3 月

目 次

1	策定の趣旨	1
2	計画の期間	2
3	基本理念	2
4	基本方針	2
5	整備計画体系図	3

第1章 消防組織体制の充実

1	組織の効率的・効果的な運営	
(1)	組織体制	8
(2)	職員安全衛生	8
(3)	人材育成	9
(4)	職員活躍の推進	9
2	消防施設の整備	
(1)	消防力適正配置の検討	10
(2)	庁舎の整備と執務環境改善	10
(3)	高機能消防指令センターの整備	11
(4)	消防救急デジタル無線の整備	11
3	消防広報の充実	
(1)	メディアを活用した消防広報	12
(2)	消防施設を活用した消防広報	12
4	民間企業との協働	
(1)	民間企業とのコラボ企画	13
(2)	民間企業と協働した広報活動	13

第2章 災害対応力の強化

1	災害対応力の充実	
(1)	大規模・多様化する災害に対する体制の強化	16
(2)	災害対応力の向上	17
(3)	災害時における安全管理体制	18
(4)	応援・受援体制の充実	18
(5)	消防車両等の整備	19

2	救急体制の充実	
(1)	救急業務の高度化	20
(2)	救急需要対策	21
(3)	応急手当普及啓発の推進	22
(4)	関係機関等との連携強化	22
3	消防情報指令体制の充実	
(1)	情報指令体制の強化	23
(2)	通信指令員の対応能力の向上	23
第3章 火災予防対策の推進		
1	火災から生命と財産を守るための予防対策	
(1)	住宅防火対策	26
(2)	火災原因調査体制の充実	27
2	火災予防指導体制の充実	
(1)	防火対象物における査察指導の徹底	28
(2)	各種届出・申請書の電子化	28

志太消防本部消防力整備計画

1 策定の趣旨

志太消防本部は、市町村の消防事務を広域化により処理することが定められた消防組織法の改正を受け、平成 25 年 3 月、既存の志太広域事務組合に消防事務を編入して発足しました。

そして翌年の平成 26 年 10 月、増加する救急需要や救急業務の高度化など、社会の変動や傾向に応じた消防本部体制の見直しや消防力の整備を行うため、「志太消防本部消防力強化計画」（平成 27 年度から平成 31 年度）を作成し、警防課の創設、高度救助隊や特殊消防救急隊の編成、消防車両や資機材の更新計画を定める等、災害対応の充実強化を図りました。

その後、令和 2 年 3 月には、令和 2 年度から令和 6 年度に取り組むべき重点的事項を定めた同強化計画を作成し、甚大な被害が想定される南海トラフ巨大地震をはじめ、大雨・台風など大規模な自然災害への対応、高度化・複雑化する自動車構造や電気製品等の火災・事故対策、また社会情勢の変化に応じて多様化する住民ニーズなど、消防を取り巻く環境の変化に的確に対応するための消防力の強化を図りました。

しかしながら、この計画期間中の令和 3 年には、熱海市伊豆山地区で土砂災害、令和 6 年には能登半島地震が発生し、当消防本部からも長期間にわたり多数の応援部隊を派遣しました。さらには、新型コロナウイルス感染症の拡大により、救急出動や医療機関がひっ迫し、感染症対策に必要な救急資機材の不足、搬送患者の受入体制が不能となる等、現有消防力での対応が困難な事態へと陥りました。

救急需要に関しては、超高齢化社会の到来により、当面の間は継続的に増加傾向となることが見込まれるとともに、年々激甚化する自然災害の被害から住民の生命・身体及び財産を守るという消防の責務を全うするためには、これまで以上に計画的かつ効率的な現有消防力の強化と相互応援・受援体制の確立が不可欠です。

また、定年延長等を含む公務員制度改正などの国の動向に合わせ、人員の確保及び人材育成、職員の年齢構成の平準化や人員配置の適正化を図るとともに、これに併せて庁舎改修などハード面の整備やDXの推進等にも柔軟に対応を進めていく必要があります。

これらの状況や前計画までの検証結果を踏まえ、消防力の整備指針や当消防本部消防計画との整合性を保ち、今後の消防の基本的な考え方や具体的施策を定めた消防力の整備に関する計画として「志太消防本部消防力整備計画」を策定するものです。

2 計画の期間

本計画の期間は、令和7年度から令和11年度までの5年間とし、必要に応じて検証するものとします。

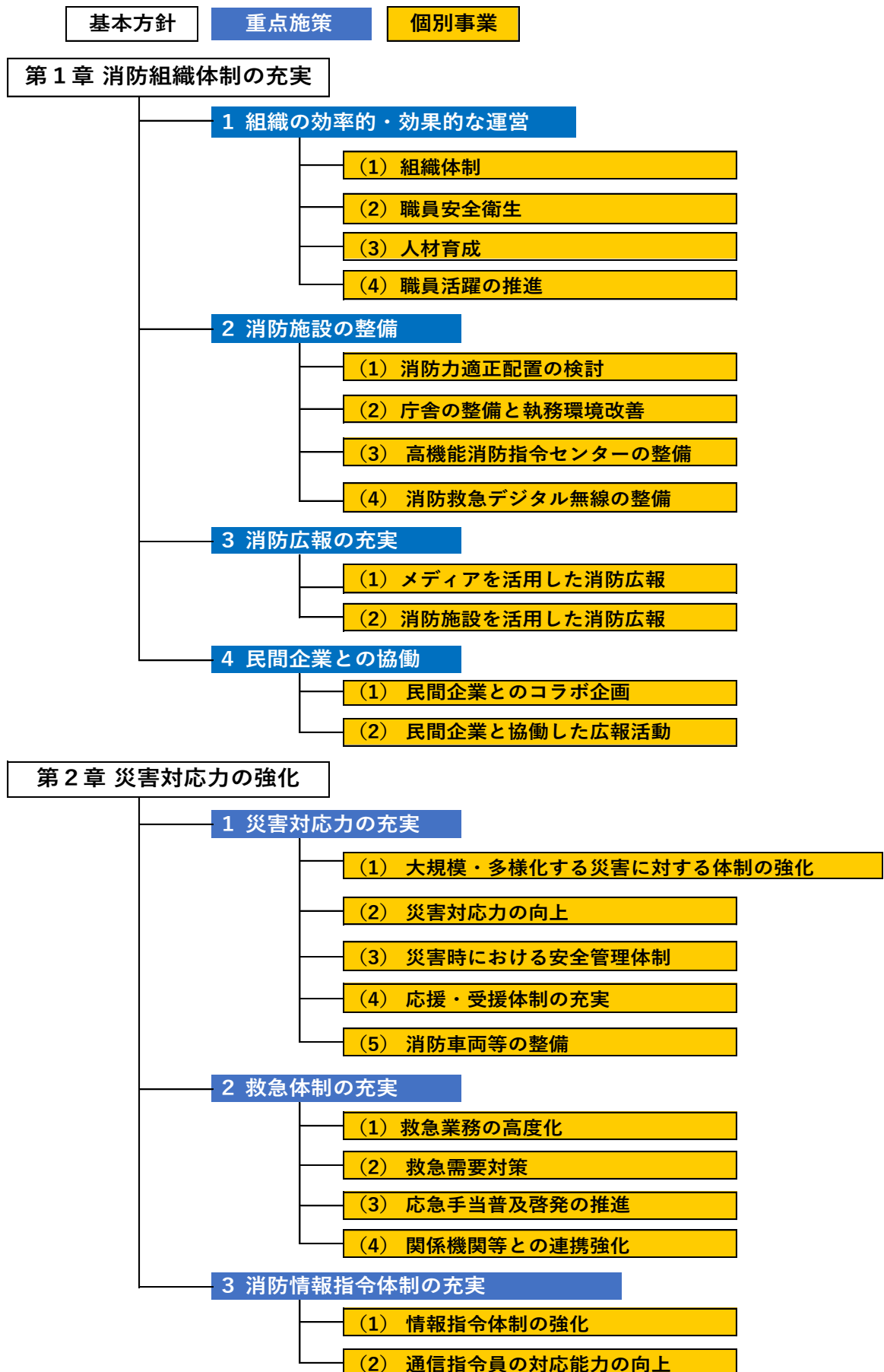
3 基本理念

「あらゆる災害から住民の生命・身体・財産を守る。」という責務を全うする。

4 基本方針

本計画は、「消防組織体制の充実」、「災害対応力の強化」、「火災予防対策の推進」の三つの柱を基本とし、消防力を強化する上でそれぞれ重点施策となる各事業の現状と課題を明確にし、その解決に向けて取り組むべき事項を定めることで、計画的かつ効率的に消防力の整備推進を図るものです。

5 整備計画体系図



基本方針

重点施策

個別事業

第3章 火災予防対策の推進

1 火災から生命と財産を守るための予防対策

(1) 住宅防火対策

(2) 火災原因調査体制の充実

2 火災予防指導体制の充実

(1) 防火対象物における査察指導の徹底

(2) 各種届出・申請書の電子化

第 1 章 消防組織体制の充実

1 組織の効率的・効果的な運営

(1)組織体制

消防業務を円滑に運営するため、管轄区域の地理的条件、将来人口や都市規模を考慮し、適正な組織体制の充実を図るほか、限られた消防資源を最大限に活用するため、部隊の効果的な運用による災害対応力の強化を推進する。

また、高齢職員の知識と経験を有効活用できる組織体制を検討するとともに、職員の年齢構成の平準化、職員配置の適正化や人材の確保に向けての取り組みを進める。

現状と課題

- ・ 少子高齢化の加速化、住民ニーズの多様化、社会基盤整備の進展及び多様化・大規模化する災害や救急需要の高まり等、消防を取り巻く環境の変化に対応するため、消防組織体制の効率的かつ効果的な充実・高度化を図り、消防力を強化することが必要不可欠となっている。
- ・ 定年の段階的な引き上げにより、職員の高齢化が進行し、災害現場活動において消防力の低下が懸念される。

取組事項

- ① 消防力の強化を図る組織の再編成（部隊・人員配置）
- ② 円滑に災害対応を行うことができる人材の確保（年齢構成の平準化）
- ③ 採用志願者の増加に向けた取り組み及び試験実施方法の検討

消防力強化を目的とした組織体制の整備計画

計画の目的	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
災害対応力の向上 (現場指揮体制強化)					指揮隊増強
救急需要対策		東分署救急隊増強	南分署救急隊増強		基幹署救急隊増強
関係機関との連携強化 (医療連携体制強化)			医療連携担当増強		
火災原因調査体制の充実		火災調査担当設置			
職員定数(条例定数287人)	263人	268人	274人	279人	285人

(2)職員安全衛生

職員の安全衛生の教育や安全委員会の活動を活性化し、健康管理に関する取組を促進する。

現状と課題

安全、衛生等に関する法令への遵守に努めているものの、近年の多様化・大規模化する災害に伴い、職員に係るストレスの増加が見受けられる。また、凄惨な現場での惨事ストレスなどが危惧されている。

取組事項

- ① 安全衛生研修会の定期的な開催
- ② 健康相談窓口の設置など体調に異常のある職員の早期発見と措置
- ③ ハラスメント相談窓口の充実
- ④ 職員の健康管理やメンタルヘルスを重視した勤務体制の検討
- ⑤ 休暇・休業制度の積極的な活用

(3)人材育成

市民の期待に応える消防を推進するためには、職員一人ひとりの能力や可能性を最大限に引き出し、組織力を高めていくことが重要である。そのため、それぞれの役割と責任を自覚し、自らの能力を向上させる人材育成を進める。

現状と課題

組織力を高めるためには、更なる知識・技術の向上が求められるため、各分野に教育プログラムを設定し、それぞれの項目ごとに研修や事業を展開する必要がある。また、住民のニーズや社会動向の変化に適応した多種多様な業務遂行体制の確立が重要である。

取組事項

- ① 各分野への教育プログラムの設定
- ② 国・県など他機関への派遣の継続
- ③ 専門知識・技術習得のための新たな派遣先の検討

(4)職員活躍の推進

職員の活躍を推進するためには、個々の職員の力を把握した上で最大限に活用することが重要であるため、個性と能力が十分に発揮され、生き生きと職務に従事できる職場環境づくりの整備を図る。

現状と課題

- ・ 職員の個性と能力が発揮できるよう職場環境の整備が必要である。
- ・ 常に風通しが良く、心理的安全性が確保され、若手職員からのボトムアップの意見が反映される職場風土づくりが必要である。

取組事項

- ① プロジェクトチーム等の設置による職員活躍の推進
- ② 24 時間勤務しやすい環境の整備
- ③ 職員の処遇改善に向けた調査研究

2 消防施設の整備

(1) 消防力適正配置の検討

都市形態の変化や市街地の形成状況、都市計画道路の整備状況、過去の災害発生状況等を踏まえ、消防力（施設、車両、人員等）の適正配置に関する科学的な分析調査を行う。

現状と課題

今後の人口動向や救急需要動向等を踏まえ、現有の消防力を最大限に活用するため、消防力の再編に向けた検討を行う必要がある。

取組事項

- ① 消防力適正配置調査の実施と分析を行い2市と協議
- ② 消防力の再編に向けた基本方針の検討



(2) 庁舎の整備と執務環境改善

庁舎の長寿命化を図るとともに、地震等の大規模な災害が発生した場合においても、災害対応の拠点施設としての安全性を保持し、被害の軽減及び住民の安全・安心を確保できる防災機能を維持する必要がある。

現状と課題

各庁舎の老朽化が顕著であり、部分的な修繕対応の繰り返しにより、施設維持管理費用が年々増加している現状がある。

取組事項

- ① 災害対応の拠点施設としての庁舎・施設の安全性の保持
- ② 職員が快適に執務できる環境整備
- ③ 2市との調整・連携による長期修繕計画の策定

庁舎の概要（令和7年4月現在）

署 別	建築年月	構 造	延床面積（㎡）	経過年数
藤枝消防署	平成4年4月	鉄筋コンクリート造4階建	4,457.11㎡（訓練棟含む）	33年
南分署	昭和59年1月	鉄骨造2階建	797.80㎡（訓練棟含む）	41年
北分署	平成15年3月	鉄骨造2階建	960.53㎡	22年
焼津消防署	平成11年3月	鉄骨鉄筋コンクリート造4階建	5,812.22㎡（訓練棟含む）	26年
東分署	昭和59年11月	鉄骨鉄筋コンクリート造2階建	655.41㎡	40年
大井川分署	平成17年3月	鉄筋コンクリート造2階建	1,396.89㎡（訓練棟含む）	20年

(3)高機能消防指令センターの整備

多種多様な 119 番通報の受信から災害地点の特定、出動隊への指令業務を確実にを行うため、24 時間 365 日、常に安定稼働が可能な高機能消防指令センターを整備することで、消防力の充実強化を図る。

現状と課題

平成 25 年の導入から 11 年が経過し、構成機器の老朽化が進み、安定稼働に向けた体制維持が課題であったことから、令和 6・7 年度に全更新を行うため、更新作業の的確な進捗管理と確実なシステムの移行を行う必要がある。

取組事項

- ① 更新整備期間中の安定稼働と進捗管理
- ② 緊急通報が遮断することがない確実なシステム移行と運用管理

(4)消防救急デジタル無線の整備

高機能消防指令センター、警防本部、現場指揮本部や出動部隊等との通信手段を常に確保するため、消防救急デジタル無線を整備し、更なる災害対応能力の向上を図る。

現状と課題

- ・無線各機器の老朽化が進み、修繕費用が年々増加している。
- ・安定した通信手段の確保により確実な情報交信を行う必要がある。

取組事項

- ① 安定した通信手段を確保するための計画的な更新
- ② 現状の課題を踏まえた実施設計の策定
- ③ 無線中継局の検討

高機能消防指令センター



消防救急デジタル無線



3 消防広報の充実

(1) メディアを活用した消防広報

“住民に身近な消防”を目指すため、「消防広報の充実強化」、「積極的な情報提供」、「各種媒体を活用した情報発信」を行う。

現状と課題

- ・住民が関心のある情報を把握し提供することで、効果が表れるような広報の充実強化が必要である。
- ・多種多様な災害が発生する中、住民の不安を取り除くことができる適時適切な災害情報の提供が必要である。

取組事項

- ① 報道提供やホームページ掲載回数を通じた住民関心度の研究
- ② あらゆる媒体を活用した災害情報の発信

(2) 消防施設を活用した消防広報

消防庁舎の開放や消防車両を活用し、多くの住民が消防に触れる機会を提供することで、消防業務への関心や理解を深めるよう広く周知する。

現状と課題

消防の必要性や重要性について更なる住民理解を得るため、指令センターの構成や消防車両の装備について詳細に説明する機会を設ける必要がある。

取組事項

- ① 消防業務への理解促進を図るための実施内容の検討
- ② 幼少期からの防火意識の高揚につながる広報啓発



4 民間企業との協働

(1) 民間企業とのコラボ企画

民間企業と共同企画したコラボレーション商品や動画などを通じて、「火災予防」や「予防救急」などに関する情報発信を行う。

現状と課題

ホームページや広報誌など従来型の広報ツールに伝えたい情報を盛り込んでいるが、より多くの住民に効果的に情報を伝えるためには話題性のある情報発信を検討する必要がある。

取組事項

- ① コラボレーション商品の開発や動画による情報発信
- ② 庁舎や消防車両に協賛企画のロゴを掲載



(2) 民間企業と協働した広報活動

時代の変化に対応したPR戦略が重要となる中、全国的に見られる消防と民間企業との協働事業を調査研究することで、様々な情報発信を行い、安全・安心のまちづくりに努める。

現状と課題

若年層から高齢者まで幅広い年齢層に応じた効果的な協働事業を調査研究する必要がある。

取組事項

- ① 火災予防や予防救急等に効果的な協働事業による広報
- ② 住民に消防業務への理解を促進するための調査研究

民間企業の大型ビジョンによる熱中症予防普及啓発の様子



第2章 災害対応力の強化

1 災害対応力の充実

(1)大規模・多様化する災害に対する体制の強化

甚大な被害が想定される南海トラフ巨大地震や頻発化・激甚化する大雨・台風など、大規模な自然災害が発生した場合の情報収集や住民避難等においては迅速な対応が求められる。また、近年の高度化・複雑化する自動車構造や電気製品等の火災・事故など、社会情勢の変化により多様化する災害に的確に対応するため、先進的な消防装備を整備し消防力の充実を図るとともに、県や2市との連携体制を更に強化する。

現状と課題

- ・地震や台風などの自然災害の規模・状況に応じた消防計画や警防規程等の見直しを図る必要がある。
- ・現場指揮隊が迅速・確実に災害活動を行うため、警防本部や災害対策本部と円滑に連絡・連携がとれる体制・手段・資機材を整備する必要がある。
- ・多様化するあらゆる災害に対応するため、管内の地理・地形、交通インフラ、医療・福祉施設、宿泊施設、大規模な工場や危険物施設等を把握し、被害を最小限に抑える警防活動を予め計画する必要がある。

取組事項

- ① 大規模災害を想定した関係規程等の作成及び見直し
- ② 現場指揮本部、警防本部及び県や2市災害対策本部との連絡・連携体制の強化
- ③ 訓練や災害対応を通じた消防団との連携強化
- ④ 多様化する各種災害に対応するための活動基準の策定及び見直し



(2)災害対応力の向上

過去の災害を教訓とし、現行の計画や要綱等を見直すことで災害対応力の向上を図る。また、各種災害を想定した訓練を実施し、災害時における迅速かつ組織的な活動能力を高めるとともに関係機関との連携強化を図る。

更に消防大学校、消防学校、各種研修会等へ職員を派遣し、最新の知識・技術を習得した職員による研修、訓練指導を行い、組織全体の対応力向上を図る。

現状と課題

- ・近年の災害は多様化・複雑化しており、特に自然災害及びイベント開催時のテロ災害や CBRNE 災害（※）が懸念されている。消防が果たす責務が高まる中、あらゆる災害に迅速かつ的確に対応できるよう災害対応能力の向上及び出動体制の充実強化を図る必要がある。

※CBRNE（シーバーン）災害：化学物質（Chemical）、生物（Biological）、放射性物質（Radiological）、核（Nuclear）、爆発物（Explosive）による特殊な災害

- ・ドローン機体及び関連機材の整備並びにパイロット育成など最新機器を活用し、効率的に現場指揮体制を強化する必要がある。
- ・各分署の1隊は、消防隊と救急隊を兼務しているため、災害種別により車両を乗りかえて運用している現状にある。

取組事項

- ① 計画・要綱・要領・マニュアル等の見直し
- ② 消防大学校等の研修機関への職員派遣
- ③ ICTを活用した連絡・連携による現場指揮体制強化
- ④ 各分署の消防業務及び救急業務の専従化の推進

《特殊災害（C災害）対応訓練》



(3)災害時における安全管理体制

組織的に安全管理体制を強化することで、公務災害の防止及び軽減を図り、安全な消防業務の遂行を推進する。

現状と課題

- ・現場における指揮体制を充実強化するため、警防活動基準を周知徹底し活動方針の理解の統一を図る必要がある。
- ・事故防止のため個人装備の充実を図る必要がある。
- ・過去の事例から公務災害の防止を徹底する必要がある。

取組事項

- ① 警防活動基準の策定・見直しによる安全管理の徹底
- ② 個人装備の充実
- ③ 公務災害事例の研究・検証及び活動中の体調管理方法の検討

(4)応援・受援体制の充実

消防相互応援や緊急消防援助隊の応援・受援に関する検証及び見直しを行い、即応体制の強化を図るとともに、各関係機関との連携体制を強化する。

現状と課題

- ・近隣消防本部や関係機関と大規模災害発生時を想定した連携体制を更に検討する必要がある。
- ・緊急消防援助隊派遣のための資機材や衛生面の整備を強化する必要がある。
- ・重機及びミキサー車などを所有する企業と連携強化を図る必要がある。

取組事項

- ① 緊急消防援助隊の応援・受援体制の見直し及び派遣に関する体制の整備
- ② 2市・消防団との連携強化
- ③ 応援・受援に必要な資機材の計画的な整備
- ④ 関係機関等との連携及び訓練の実施

《建設業組合との連携訓練》



(5)消防車両等の整備

「消防力の整備指針」に基づき、複雑・多様化する災害に対応できる機能性に優れた消防車両及び資機材などの計画的な更新・整備を進める。

現状と課題

- ・多種多様化する災害に対応が可能な車両を更新する必要がある。
- ・定年延長に伴う職員の高齢化や職員の負担減少を考慮した最新の装備を調査研究する必要がある。
- ・価格高騰により財源の確保が困難である。

取組事項

- ① 車両更新計画の策定及び計画に基づく整備
- ② 最新装備の調査研究
- ③ 車両・資機材の適切な維持管理
- ④ 国庫補助等の特定財源の確保

車両更新計画

年度別	車両名称	車両区分	納入年月
令和7年度	北救急	高規格救急自動車	H31. 2
	志太警防1	警防車	H12. 12
令和8年度	藤枝ポンプ	消防ポンプ自動車	H22. 2
	大井川救急	高規格救急自動車	H29. 2
令和9年度	東ポンプ2	化学消防ポンプ自動車	H23. 2
	南救急	高規格救急自動車	R 2. 2
	焼津軽貨物	軽トラック	H20. 6
	東広報	広報車	H19. 12
令和10年度	藤枝救急1	高規格救急自動車	R 3. 2
	志太広報2	広報車	H22. 1
令和11年度	藤枝救助	救助工作車Ⅲ型	H27. 2
	東救急	高規格救急自動車	R 3. 2
	志太指導2	連絡車	H19. 9
	志太連絡2	連絡車	H19. 12

2 救急体制の充実

(1) 救急業務の高度化

近年、増大している救急需要に対応できる現場活動能力に優れた救急隊員を養成するとともに、救急業務のDX化や時代に即した救急資機材の導入を推進する。

現状と課題

救急救命士の処置範囲が拡大されるなど、救急業務の高度化が求められる中、救急救命士や気管挿管認定救命士等を計画的に養成するとともに、救急隊員の資質向上に向けた生涯教育体制を充実させ、更なる救命率向上に取り組む必要がある。

取組事項

- ① 救急救命士等の計画的な育成と現場活動能力の向上
- ② 派遣型救急ワークステーション（※1）等による教育体制の推進
- ③ 救命率向上のための医療機関との連携強化
- ④ 総務省消防庁マイナ救急実証事業（※2）への参画

※1 派遣型救急ワークステーション：救急車とともに3名の救急隊員を救急医療機関に派遣し、医師・看護師の指導を受けながら、救命処置の実習を行い知識・技術の向上を目的とした教育拠点をいう。実習中に救急要請があった場合は、救急医療機関から救急出動する。

※2 マイナ救急実証事業：救急隊がマイナ保険証を活用して、傷病者情報を正確かつ早期に把握することにより、救急活動の迅速化・円滑化を図る目的で、令和7年度に全国720消防本部が行う実証事業

自動心肺蘇生器

6 署合同救急訓練の様子



指導救命士同乗指導の様子



(2)救急需要対策

救急出動件数は、高齢化の進展等を背景に年々増加傾向にあり、救急要請への対応が逼迫する状況が増えている。住民の安全安心を守るためには、あらゆる方を駆使しながら、更に高まる救急需要への対策を図る。

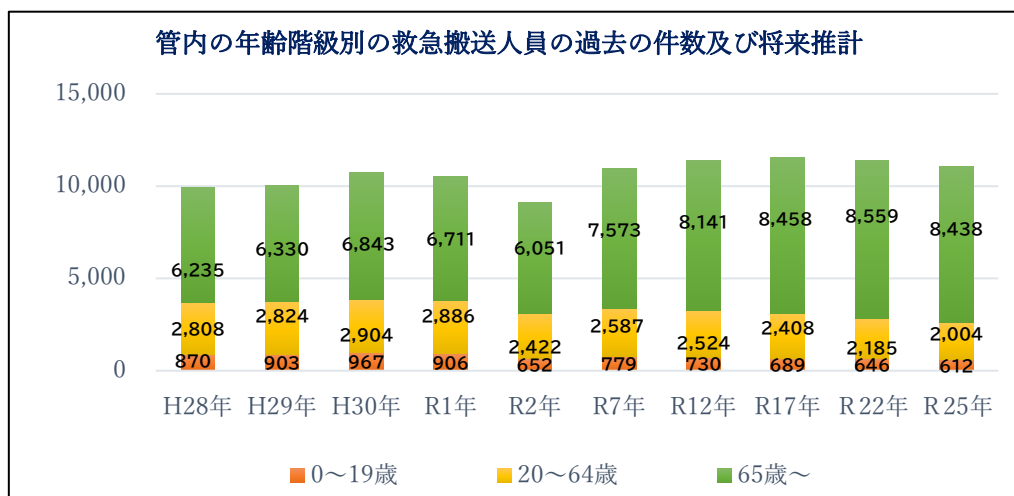
現状と課題

- ・救急需要対策として適正利用や予防救急を普及啓発してきたが、住民が救急車を要請すべきか迷った際の相談窓口を更に充実させる必要がある。
- ・多様な働き方を希望する職員への対応や疲弊する救急隊員に対する労務管理の必要性が高まっている。

取組事項

- ① 「救急安心電話相談窓口（＃7119）」※の更なる普及啓発
- ② 隊員の負担軽減につながる資機材の検討及び整備
- ③ 日中の救急体制強化のための日勤救急隊の配置

※救急安心電話相談窓口（＃7119）：住民が怪我や急病が発生した際に、病院にかかったほうがいいか、救急車を呼ぶべきか等の判断に迷った場合に専門家から電話によりアドバイスを受けることができる窓口



＃7119 静岡県



電動ストレッチャー



(3) 応急手当普及啓発の推進

救急車が到着するまでに行う住民による応急手当は、救命率及び社会復帰率の向上において必要不可欠であるため、更に応急手当の普及啓発を推進する。

現状と課題

- ・近年、救命講習の受講希望者が増加しているとともに、住民のニーズ（場所、時間、講習内容）も多様化しているため、確実に応えるための指導体制を整える必要がある。
- ・講習を円滑に実施するための教材や資機材の整備が必要である。

取組事項

- ① 住民のニーズに合わせた救命講習会の実施
- ② 時代に即した最新の訓練用資機材への更新

高度シミュレーターによる救命講習の様子



オートショック AED トレーナー



(4) 関係機関等との連携強化

新型コロナウイルス感染症の流行や、気候変動による熱中症救急搬送件数の増加等の実績を通じ、様々な事案に対して関係機関との連携強化を図る。

現状と課題

- ・メディカルコントロール体制に基づく検証を継続的に行い、医療機関との連携を図る必要がある。
- ・感染症対策や熱中症対策など県や市の関係部局と連携を強化することで対応を図る必要がある。

取組事項

- ① 管内基幹病院との症例検討会の充実及び連携強化
- ② 感染症の流行に備えた県（健康福祉部・中部保健所等）への協力
- ③ 熱中症対策など2市の関係部局との連携強化
- ④ 医療機関から講師を招いた研修の開催

3 消防情報指令体制の充実

(1) 情報指令体制の強化

住民からの 119 番通報受信から、活動隊への出動指令、関係機関に対しての出動要請や情報提供など、災害事案管理を円滑に行うため指令体制の充実強化を図る。

現状と課題

高機能消防指令センターは、災害時において常に迅速かつ的確な消防活動を実施するため、令和 7 年度に更新整備を完了後も引き続き情報通信技術の動向に注視する必要がある。また、聴覚・発話に障害のある方や外国人からの 119 番通報を円滑に対応する Net119 や多言語コールセンターについても体制を整備したが、更なる普及啓発や利便性の向上を図る必要がある。

取組事項

- ① 最新の情報通信技術の調査、研究
- ② 誰もが安心して通報できる体制の充実



(2) 通信指令員の対応能力の向上

増加する通報に的確に対応するため、様々な場面を想定した教育訓練を通じて通信指令員の対応能力の向上を図り、通報対応体制を強化する。

現状と課題

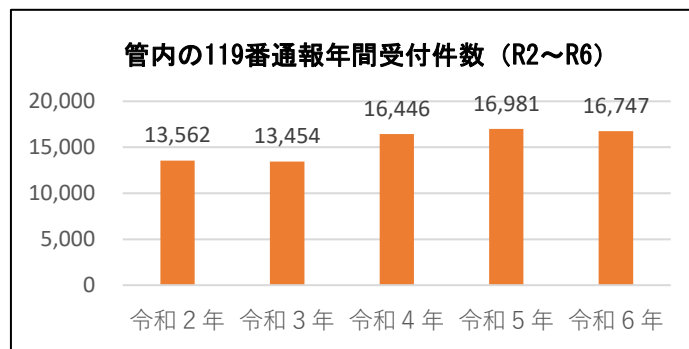
近年の自然災害の大規模化や頻発化に伴い、災害に関する 119 番通報や様々な問合せにより、輻輳するケースが増加し対応に苦慮している。

また、高齢化の進展や住民の価値観の多様化により、通報内容にも変化が生じており、職員の対応能力の高度化・専門性が求められている。

特に緊急通報の 70% を占める救急要請に対し、更なる救命率向上を図るため、迅速・的確な緊急度判定と口頭指導を行う体制の整備が必要である。

取組事項

- ① 大規模災害時における体制の整備
- ② 特異な災害・救急事案の通報内容の検証及び対応訓練の実施
- ③ 救急救命士の資格を有する通信指令員を主体とした口頭指導体制の整備



第3章 火災予防対策の推進

1 火災から生命と財産を守るための予防対策

(1)住宅防火対策

近年、管内における火災発生件数の約6割が建物火災であり、うち半数以上は一般住宅における火災であるため、住宅火災の予防対策の推進と防火体制の強化を図る。

また、管内の火災による死者の7割以上は、65歳以上の高齢者であり、住宅火災での逃げ遅れによるものである。高齢化の進展により、その割合は増加傾向にあり、今後も増えていくことが予想されるため、火災による死者・負傷者ゼロを目標に、住民の生命・身体及び財産を火災から守るため、住民一人ひとりに寄り添う防火指導に努める。

現状と課題

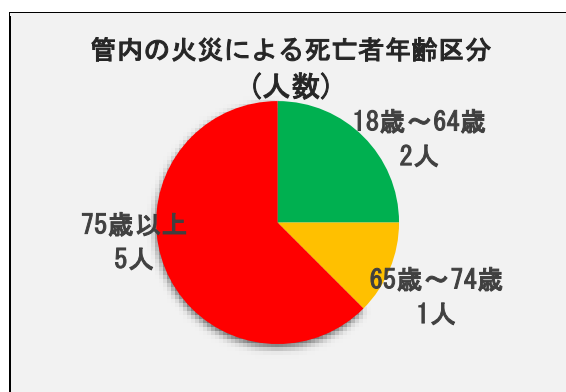
- ・高齢化がますます加速していく中で、生活をする上で必要不可欠となる調理器具や電気機器の誤った取り扱いを防ぐための広報啓発活動を行う必要がある。
- ・火災が発生した際にすぐに周囲に知らせ、逃げ遅れによる死者・負傷者の発生を防ぐための啓発活動を強化する必要がある。
- ・幼年期から高齢者まで、あらゆる世代を対象にした火災予防対策を推進する必要がある。

取組事項

- ① 高齢者を対象とした防火のための講話の実施
- ② 一人暮らしの高齢者宅を対象とした防火訪問
- ③ 住宅用火災警報器の設置・維持管理の促進
- ④ 夜間車両広報など消防団と連携した火災予防活動
- ⑤ SNSを通じた火災予防広報

管内の火災による死亡者年齢区分(R1～R5)

年齢区分	人数	割合
18歳～64歳	2	25.0%
65歳～74歳	1	12.5%
75歳以上	5	62.5%
計	8	100.0%



(2)火災原因調査体制の充実

近年、建物の形態や用途の複雑化、家庭用電化製品が複雑化していることから、火災原因を特定することが困難なケースが増加傾向にある。

火災調査は、その出火原因を特定することで、類似火災の防止や警防対策に繋げる必要があるため、火災調査体制の強化を図る。

現状と課題

- ・年々火災発生のメカニズムが複雑かつ多様化しており、火災原因の特定が困難となっている状況にある。
- ・火災原因特定の困難性が増しているが、火災件数の減少に伴い、実務を通じた火災調査業務の職員の育成機会も減少している現状にある。
- ・消防が作成する火災調査書類が、司法の場や捜査機関の参考資料となるなど、本来の火災調査書類の作成目的以外でも使用されることがあり、今後も更に増えることが予想されるため、より精度の高い調査の実施が必要である。
- ・類似火災の防止のため、火災原因を予防業務に反映させる必要がある。

取組事項

- ① 最新の技術習得のため消防研究センターや火災調査専科教育等への派遣
- ② 精度の高い火災調査を実施するための資機材の整備
- ③ 火災調査担当部署の設置と調査員の育成の検討



2 火災予防指導体制の充実

(1) 防火対象物における査察指導の徹底

火災による被害を最小限に留める手立てとして、消防法令に基づく消防用設備の設置と法令違反対象物に対する是正の働きかけが、防火対策の第一歩であることから、防火対象物の安全性を確保するため、立入り検査時に適切な指導を遂行し、火災予防の強化を図る。

現状と課題

- ・近年の防火対象物は、小規模な福祉施設や民泊施設の使用開始、複合用途ビル内のテナントの入れ替え等で建物の使用形態や管理形態が更に複雑化していることから、査察時における指導根拠法令の徹底を図る必要がある。
- ・各署の予防担当者間で、問題点と対応策を共有するための指導手法を含めた指針が必要である。

取組事項

- ① 自動火災報知設備・屋内消火栓設備・スプリンクラー設備の未設置等の重大違反対象物の是正
- ② 法令が改正された際の迅速かつ適切な査察対応
- ③ 予防技術者検定資格の取得と資格者の育成
- ④ 指導手法を含めた指針の策定・改正
- ⑤ ICTを活用した各種検査（設備検査・完成検査・立入検査）

(2) 各種届出・申請書の電子化

火災予防分野における各種手続きの電子申請化が推進されていることから、住民サービスの向上及び事務処理の効率化を図るため、消防同意申請及び法令関係における申請・届出のオンライン化の取り組みを推進する。

現状と課題

- ・LoGo フォームを活用した電子申請受付体制の充実化を更に図る必要がある。
- ・国が推奨するシステムを構築するには、L G W A N の接続が必要である。

取組事項

- ① 電子申請が可能な申請・届出書類の受理の拡充
- ② 防火管理者新規講習及び再講習等の受付オンライン化
- ③ 電子申請に必要な LoGo フォームのバージョンアップ

志太広域事務組合 志太消防本部（令和 7 年度～令和 11 年度）

令和 7 年 3 月 12 日発行

発行・編集 志太広域事務組合 志太消防本部 消防総務課

〒426-0022 静岡県藤枝市稲川 200 番地の 1

電 話 054-641-9200

F A X 054-646-1000

E-mail shobo-somu@shida.or.jp



志太広域事務組合 志太消防本部
